



29 大気第 217 号  
平成 29 年 6 月 5 日

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会  
会長 様

愛知県環境部長



石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について（通知）

日頃は、本県のアスベスト対策の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、平成 29 年 5 月 30 日付け環水大大発第 1705301 号で、環境省水・大気環境局大気環境課長から、別添のとおり通知がありました。

本通知では、「石綿含有仕上塗材について、吹付け工法により施工されたことが明らかでない場合には、大気汚染防止法施行令第 3 条の 3 第 1 号の『吹付け石綿』に該当するものとして取扱う」等の見解が示されました。

については、建築物等の解体等工事において、石綿含有仕上塗材を除去等する際には、別添に基づき、適切な石綿飛散防止対策が講じられるよう貴団体の会員へ周知していただきますようお願いいたします。

担当 大気環境課規制グループ  
電話 052-954-6215

